

定額自動送金規定

1. 定額自動送金の取扱いにより預金を引き出すときは、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず当座小切手の振出または、普通預金通帳および、普通預金払戻請求書の提出をいたしませんから銀行所定の方法で取り扱ってください。
2. 所定の振込日の前営業日銀行所定時刻に引落口座の残高（決済未確定の他店券残高を除き、当座貸越（総合口座型）範囲内の金額を含む）が引落金額に満たないときは私に通知することなく、その月の振込は取りやめても異議ありません。
3. この取扱い期間中に手数料が改定されたときには、改定日以後の取扱いについては、新手数料を支払います。
4. この取扱いによる振込については振込金受取書は必要ありません。
5. この取扱いについて「変更」・「一時休止」・「中途解約」するときは、ただちに書面にて銀行にお届けいたします。
6. この取扱いを振込月に3回連続して利用しなかったときは、私に通知することなく、契約を解除することに同意します。
7. 引落指定口座を解約したときは、この契約は解除になることに同意します。
8. この取扱いについて、仮に紛議が生じても銀行には迷惑をかけません。
9. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、銀行は、変更内容について銀行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)